

2023 年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

2022 年 7 月 21 日
日本商工会議所

基本的考え方

新型コロナウイルスの影響の長期化に加え、国際情勢の緊迫化や原油・原材料・食糧価格高、円安等による物価高騰により、地域経済を支え雇用確保を担っている中小企業・小規模事業者は、価格転嫁が進まず未曾有の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている。このインフレ傾向は当面、続くことが想定される。

商工会議所 L O B O（早期景気観測）の 6 月調査結果では、物価上昇やコスト増等により、製造業・卸売業・小売業は業況が悪化し、物価高の長期化や価格転嫁の遅れなどに対する懸念から、先行き見通しは多くの企業が厳しい見方を示している。

[物価高騰に伴うコスト負担増やコロナ禍克服への対応]

物価高騰が地域の中小企業の経営を直撃している中、価格転嫁は B t o B、B t o C ともに厳しい状況にある。今後も物価高騰が続くことが想定される大転換期において、中小企業が収益を確保するための取組は喫緊の課題である。

また、観光関連産業の再活性化に向け、感染の再拡大防止や検査・医療体制の充実と同時に、水際対策のさらなる緩和を進めるなどの方策が極めて重要になる。

加えて、コロナ禍の長期化でダメージを受けている中小企業への影響を減少させ、経営者の心が折れずに、今後も事業と雇用を維持するための支援を継続することが不可欠である。

[中小企業の自己変革・生産性向上に向けた支援]

中小企業は、外部環境が激変する中、生き残りを図るために「自己変革力」を発揮しビジネスモデルの変革に積極果敢に挑戦することが不可欠であり、その挑戦の後押しや再チャレンジの阻害要因（経営者保証等）の除去が必要である。

地域需要やコミュニティを支えている小規模事業者を含め、中小企業のデジタル化による生産性向上や事業再構築、産学官金連携によるイノベーション創出、事業承継・引継ぎ、創業に向けたチャレンジを強力的にサポートすることが必要である。

[ウィズ／アフターコロナの持続的成長・競争力強化に資する政策]

ウィズ／アフターコロナのわが国の持続的成長・競争力強化に向け、2050 年カーボンニュートラル実現のための支援強化や、国内需要が減少する中で中小企業が外需を取り込むため海外ビジネス展開に果敢に対応できるような後押し、中小企業の新たな挑戦や生産性向上に繋がる規制緩和等が極めて重要である。

[中小企業の活動を支える事業環境整備]

中小企業の活動を支えるために、消費税インボイス制度の導入に関する周知徹底と十分な検証、中小企業金融の円滑化、中小企業に配慮した雇用・労働政策、中小企業が使いやすいデジタルガバメントの推進、健康経営の普及・促進、私的年金の普及・拡大、2025年大阪・関西万博への中小企業等の参画機会確保等の支援が求められている。

厳しい経営環境の中、人材確保のために中小企業が賃上げを行うには、生産性向上などが不可欠である。物価上昇を売価引上げの好機と捉え、高付加価値化を進める中小企業の挑戦への強力な後押しが必要である。

[地方創生の再起動]

コロナ禍により、大都市圏への過度な集中によるリスクが改めて認識され、地方移住や副業・兼業による転職なき移住、企業の本社機能の地方移転・拠点拡充など地方への関心が高まっている。

地方分散化や地域資源活用、民間起点による公民連携のまちづくり、観光関連産業の再活性化、国土強靱化や地域産業のアップグレードに資する社会資本整備の推進などにより、地方創生を再起動させていくことが重要である。

[大規模自然災害からの早期復旧・復興、東日本大震災からの復興・創生]

日本各地で頻発する大規模自然災害への備えを万全なものとするため、災害に強い国づくりを進めるとともに、発災した際は被災した中小企業・小規模事業者への迅速な事業再開・雇用維持に向けた支援が必要である。

また、発生から11年が経過した東日本大震災からの確実な復興・創生を強力に推進するため、東北への産業集積による雇用創出や、風評払拭をはじめ事業者の支援を引き続き行うとともに、原子力災害の収束やインフラの整備に向けた取り組みを求める。

[商工会議所の経営支援、地域経済の活性化に向けた取り組み]

全国の商工会議所は、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置して以来2年半にわたり、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、事業者の資金繰り・事業継続・販路開拓など各種経営相談に対応するとともに、国・都道府県・基礎自治体からの各種要請を受け様々な支援策を周知・活用するなど、事業者に寄り添った支援を実施してきた。

引き続き、政府・地方自治体等と連携しながら、中小企業・小規模事業者への伴走型の経営支援さらには地域経済の活性化に向け、取り組む所存である。

以上を踏まえ、2023年度中小企業・地域活性化施策に関し、下記の実現を強く求める。早急に対応すべき事項は、今年度中に執行する柔軟な対応を要望する。

目次

<緊急要望事項>

物価高騰に伴うコスト負担増やコロナ禍克服への対応

1. 物価高騰による事業者への影響を抑える取組推進 5 p
2. 円滑な価格転嫁に向けた取組推進 5 p
3. 経済活動の活性化に向けた水際対策のさらなる緩和 7 p
4. 観光関連産業の経営基盤の再生・強化 7 p
5. コロナ禍の影響を強く受けた中小企業等の事業継続への支援 9 p

<要望事項>

I. 中小企業の自己変革・生産性向上に向けた支援

1. ビジネスモデルの変革支援 11 p
2. 中小企業のデジタル化による生産性向上支援 11 p
3. イノベーションによる付加価値向上 13 p
4. 経営環境の多様化・高度化に対応するための人への投資 14 p
5. 知的財産権の創造・活用支援 14 p
6. 事業承継支援の推進 14 p
7. 創業支援の強化 15 p
8. 小規模事業者の挑戦への後押しの強化 16 p

II. ウィズ／アフターコロナの持続的成長・競争力強化に資する政策

1. 2050年カーボンニュートラルに向けた支援強化 18 p
2. 海外ビジネス展開支援 19 p
3. 中小企業の新たな挑戦や生産性向上に繋がる規制緩和 19 p

III. 中小企業の活動を支える事業環境整備

1. 消費税インボイス制度導入に関する十分な検証と普及・周知の徹底、
制度改正や支援策の検討・実施、検証結果や中小企業経営の実態等を
踏まえた制度導入時期の延長 20 p
2. 中小企業金融の円滑化に資する事業性評価担保・
融資、約束手形の廃止に向けた対応 20 p
3. 雇用・労働政策 21 p
4. デジタルガバメントの推進 21 p
5. 中小企業における健康経営の普及・促進 22 p
6. 私的年金の普及・拡大 22 p
7. 2025年大阪・関西万博への中小企業等の参画機会確保等の支援 22 p

IV. 地方創生の再起動

1. 民間起点による公民共創のまちづくりの推進・・・・・・・・・・23 p
2. ウィズ／アフターコロナを見据えた観光の復興・・・・・・・・・・25 p
3. 国土強靱化や地域産業のアップグレードに資する社会資本整備の推進・29 p
4. 物流機能の維持と物流効率化に対する取り組みの推進・・・・・・・・32 p
5. 行政のデジタル化推進と規制・制度の見直し・・・・・・・・・・33 p
6. 地域経済の中核となる「中堅・中小企業」の経営力強化・・・・・・・・34 p
7. 地方創生、地域資源活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34 p

V. 大規模自然災害からの早期復旧・復興、東日本大震災からの復興・創生

1. 大規模自然災害からの早期復旧・復興に向けた対応・・・・・・・・・・35 p
2. 東日本大震災からの復興・創生の強力な推進・・・・・・・・・・35 p

※令和 5（2023）年度税制改正については、別途、意見・要望する。

<緊急要望事項>

物価高騰に伴うコスト負担増やコロナ禍克服への対応

1. 物価高騰による事業者への影響を抑える取組推進

(主な要望先：内閣府、経済産業省、国土交通省、環境省、外務省、財務省)

- (1) 原油価格高騰に対する激変緩和措置の継続、政府間交渉による石油等の安定供給の確保
 - 長引く原油価格の高騰により、コロナ禍からの経済回復を図る事業者への悪影響を緩和するための激変緩和措置の継続
 - 政府による主要なエネルギー生産国への増産の働きかけ
- (2) 不足している半導体等の原材料や食料等の国産への展開を含めた安定供給支援や価格抑制対策
 - サプライチェーンの強靱化・分散化、国内生産拠点の整備促進を通じた原材料の安定供給支援
 - 半導体等の安定確保に向けた国際協力枠組みの構築
 - 農産物等の国際価格が高騰する中、国内事業者による販売価格の抑制に向けた生産コストの引下げ支援や食料自給率向上に向けた対応
- (3) 過度な円安の是正に向けた対応
 - 物価上昇による日本・地域経済への影響の分析と総合的な対策の推進
 - 円安の要因となっている、わが国企業の生産性・産業競争力の向上・強化に向けた支援の強化
- (4) エネルギーの安定供給と価格抑制に資する安全が確保された原子力発電の再稼働
 - 安全性を確保しつつ、原子力発電の再稼働や原則40年としている原発運転期間の延長
 - 原発の点検・審査に係る稼働停止期間の短縮による設備利用率向上
 - 政府が前面に立っての原子力政策の力強い推進
 - 原子力政策の重要性と安全性に関する丁寧な情報発信と対話による国民理解の促進

2. 円滑な価格転嫁に向けた取組推進

(主な要望先：経済産業省、内閣府、財務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、公正取引委員会、金融庁)

- (1) サプライチェーン全体での付加価値向上や取引適正化に資する「パートナーシップ構築宣言」のより一層の普及
 - 宣言企業のさらなる増加に向けた官民あげた周知や働きかけの実施
 - 宣言企業やその下請企業への取組状況調査の実施や評価結果の公表・周知

- 優良な取組事例の収集・公表
- 関係省庁等によるモニタリングなど継続的なフォローアップ
- 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議の定例開催
- 宣言企業への以下をはじめとするインセンティブ付与（加点対象となる補助金や税制措置等の追加）
 - ・産業競争力強化法に基づき事業適応計画を作成・申請する事業者に対する、パートナーシップ構築宣言の登録推奨
 - ・宣言公表をNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）など各種補助金や支援施策利用にあたっての前提化
 - ・宣言を各種支援施策利用にあたっての前提化
 - ・その他、国・地方公共団体における補助金や税制優遇、公共調達等の追加
- コーポレートガバナンス・コードでの以下の記載

「サプライチェーン全体の共存共栄や規模・系列等を超えた新たな連携など取引先と共存共栄の関係を築こうとする企業経営者は、『パートナーシップ構築宣言』を策定・公表するよう検討すべきである。」
- スチュワードシップ・コードでの記載

(2) パートナーシップ構築宣言の実効性確保に向けた「転嫁円滑化施策パッケージ」「取引適正化に向けた5つの取組」の強力な実行

- 転嫁円滑化スキームを通じた関係省庁との情報共有など連携の強化や重点業種の指定・立入検査の強化
- 独占禁止法Q&A（Q20）に記載した「労務費，原材料費，エネルギーコストが上昇した場合において，その上昇分を取引価格に反映しないことが独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となるおそれがある」ことの一層の周知
- 独占禁止法上の「優越的地位の乱用」に関するガイドラインの作成、緊急調査やその結果を踏まえた立入調査、事業者に対する懸念事項を明示した文書の送付
- 下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の継続的な実施や、下請け振興基準の周知
- 労務費・原材料費等の上昇分に係る価格転嫁を協議するための「価格交渉促進月間（3月、9月）」の継続的な実施とフォローアップ調査および下請振興法に基づく「指導・助言」の実施
- 下請Gメンの増強やヒアリング等を通じたきめ細かな実態把握や取引適正化対策の徹底・監視強化、下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法の運用強化
- サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の実効性の向上、策定業種・団体の拡大
- 最低賃金の改定を含む賃金相場や原材料等の価格が上昇した場合における契約後での契約金額の見直し

(3) 規模・系列等を超えたオープンイノベーションなどの新たな連携の促進

- 新たな価値創造に向けて、規模・系列・業種を超えた連携を促進し、オープンイノベーションを通じた新たなビジネス機会の創出

- オープンイノベーションの推進における知的財産に関する契約の雛型やガイドライン提示、知財Gメンの創設などを通じた、中小企業の知的財産やノウハウの保護

3. 経済活動の活性化に向けた水際対策のさらなる緩和

(主な要望先：内閣官房、外務省、厚生労働省、国土交通省、観光庁、経済産業省)

「訪日外国人旅行者の意向調査」(※)で1位を獲得する等、日本への観光需要は大きく、観光の復興にはインバウンド需要の回復が必要不可欠である。現在、訪日外国人観光客の受入は再開されているが、添乗員同行のパッケージツアー限定で、マスク着用等の条件があることに加えて、ビザの取得、PCR検査による陰性証明書の提示等、渡航手続きが煩雑であることから、訪日旅行のハードルは高いままである。そのため、国際会議をはじめとしたMICEの開催や誘致にも影響が生じている。

これらのことを踏まえ、旺盛な日本への観光需要を逃さないために、諸外国並みの入国者数制限への大幅な緩和・撤廃、ビザ免除措置の再開による手続きの簡素化等、水際対策をさらに緩和すべきである。

(※)『DBJ・JTBF アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査(第3回 新型コロナ影響度 特別調査)』

○諸外国並みの入国制限への緩和および入国手続きの簡素化

- ・ビザ免除措置の早期再開、出国前72時間以内のPCR検査撤廃等、水際対策の緩和
- ・入国者数制限のさらなる緩和・撤廃
- ・地方へのインバウンド需要の波及に向けた地方空港の国際線受入再開と地方空港における早期の検疫検査体制の整備
- ・入国制限完全解禁までのロードマップの提示

4. 観光関連産業の経営基盤の再生・強化

(主な要望先：国土交通省、観光庁、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、財務省、内閣府、農林水産省)

(1) 国が全国一律で行う需要喚起策による機運醸成・売上確保支援

長引くコロナ禍によって旅行や外食をすることが憚られる「コロナマインド」が広く国民に定着している。観光の復興にはコロナマインドの払拭が必要である。そのためには、ウィズコロナを前提に、「全国旅行支援」や国が全国一律で行う需要喚起策である「GoToトラベル」「GoToイート」等の実施を通じて、国民の旅行や外食に対する前向きな機運の醸成を図らねばならない。なお、実施にあたっては、科学的な知見に基づいて旅行・移動のリスクを客観的かつ適切に評価し、旅行そのものが感染拡大の要因ではないことを示すことで国民の不安を取り除くべきである。

○国が行う需要喚起策の早期再開・追加実施

- ・「全国旅行支援」を着実に実施するとともに国が全国一律で行う需要喚起策である「GoToトラベル」「GoToイート」等の早期再開・追加実施による旅行や外食に対する前向きな機運の醸成

- ・インバウンド需要の本格回復までの十分な事業実施期間の確保
- ・事業者の混乱を未然に防止するため、実施時期の早期の事前周知

(2) 観光関連事業者の事業継続に必要な直接的支援の継続・拡充

長引くコロナ禍の影響を受け、観光関連事業者はマイナスからのスタートを余儀なくされている。2年間におよぶ需要低迷により、飲食業、宿泊業、運輸業等観光関連事業者の財政基盤は大きく毀損している。借入債務の返済時期が到来し、今後、債務超過による倒産・廃業する事業者の増加につながりかねない。加えて、将来の先行き不安等から人材の流出が続いており、需要回復過程における人手不足解消が急務である。地域の観光関連産業の縮小・衰退は、「旅行・観光競争力ランキング（2021年度版）」で首位を獲得した日本にとっては、「和食」をはじめとする日本の食文化、温泉、伝統文化・芸能、お祭り等の貴重な観光資源の喪失につながりかねない。

インバウンドの本格的な再開前にわが国の観光基盤を失わないためには、事業者の実情に合わせた資金繰り支援や雇用維持等の直接的支援が必要である。

(事業継続に向けた支援)

- ・事業者の実情に合わせた最大限の資金繰り支援（新型コロナ特別貸付、返済猶予、既往債務の条件変更等の柔軟な対応、新規融資、資本金劣後ローンの柔軟な運用、納税資金に係る融資等）
- ・観光関連事業者に対する助成金、給付金等の直接的支援の延長、拡充
- ・雇用調整助成金の特例措置（とりわけ「業況特例」の助成内容）の延長、一般会計資金投入による雇用保険財政の安定化
- ・カラオケやボウリング等の娯楽業、酒類卸・小売店、生花店等に対する継続的な支援

(人材確保に向けた支援)

- ・研修機会の充実等による次世代経営者および観光人材の育成支援
- ・観光関連産業の持続可能でレジリエントなビジネスモデルへの変革に向けた大学における観光教育の充実等、観光地経営の中核を担う高度人材の育成推進支援および中長期的な育成に向けた支援の複数年化
- ・人材確保のための観光事業者と求職者や副業人材等とのマッチング支援
- ・人材確保に向けた、観光関連事業者の生産性向上・労働環境改善支援
- ・観光事業者の経営力向上に向けた社員のリカレント教育の推進
- ・多言語対応人材の確保・育成支援、宿泊業等における特定技能外国人等外国人材の受け入れ・活用、求人マッチング等の体制整備支援

(3) 安心をもたらすための安全を可視化する体制づくり

コロナ禍で定着した「コロナマインド」を払拭し、観光需要の本格回復につながるためには、事業者の安心・安全の確保に関する取り組みを可視化するとともに、旅行者が取るべき感染防止対策について改めて情報発信を図ることが必要である。

また、災害・急病時などの観光施設等における多言語対応・受け入れ体制や頻発する自然災害、コロナ禍等における危機管理体制の強化が重要である。

○安心・安全な観光のプロモーション

- ・ 宿泊施設や飲食店、小売店、観光施設等で十分な感染対策を行う店舗認証と情報発信
- ・ 科学的知見に基づく旅行・移動のリスク評価
- ・ 公共交通機関等における安全性・感染対策の情報発信
- ・ 感染拡大防止に向けたルールやマナー、衛生習慣等に関する周知等の取り組みの推進支援
- 災害・危機管理対応力の向上
 - ・ 災害や急病時などの観光施設等における多言語対応、受け入れ体制整備支援の延長・拡充

5. コロナ禍の影響を強く受けた中小企業等の事業継続への支援

(主な要望先：内閣府、内閣官房、経済産業省、金融庁、財務省、厚生労働省、法務省)

- (1) 事業者の実情に合わせた最大限の資金繰り支援（無利子・無担保融資、資本金劣後ローンなど）
- 政府系金融機関による無利子・無担保融資の推進、新型コロナ対策マル経の推進、状況によってはさらなる延長
 - 返済猶予等既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、実情に応じた長期での返済猶予等の最大限柔軟な対応要請の継続、対応状況のモニタリングとして金融機関における貸付条件変更等の状況の公表の継続、二重債務の負担軽減
 - 日本政策金融公庫・商工中金による中堅・中小企業の財務基盤強化に資する資本金劣後ローンの推進
 - 赤字でも負担が生じる固定資産税等や、健保組合等保険者への財政支援を前提に社会保険料の減免等
 - 赤字や債務超過等の現下の財務状況や過去の借入金の条件変更等といった事象のみで判断することなく、事業者の実情や経営改善への取組等を反映し、最大限の配慮を行うことの要請の継続
 - 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえた積極的な新規融資の推進
 - ・ 既に融資を実施した事業者から再度の融資相談があった場合に、事業者の実情に応じた2回目以降の新規融資への柔軟な対応の要請
 - ・ 金融機関の新規融資を促進するための資金繰り支援策の継続
 - ・ ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた事業展開（設備投資、事業転換等）を行う事業者に対する金融支援策の創設・継続
 - ・ 貸出債権区分について、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱いを含め、引き続き金融機関の判断を尊重することの徹底。
 - 金融庁によるモニタリングの実施
 - ・ 資金繰り支援に当たっては、事業者の状況に応じて、既往債務の条件変更や新規融資、金融機関のプロパー融資や保証協会保証を活用した融資などを適切に組み合わせ、事業者ニーズにかなった支援を行っているかの実態把握の実施

- ・資金繰りに窮している事業者に必要な資金提供が行われているかの実態把握のため、融資を受けた事業者に対し、金融機関の対応状況の実態調査の実施

(2) 「中小企業活性化パッケージ」の推進による収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援の強化

コロナ禍での資金繰りの確保や、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すためには、総合的な支援策として策定された「中小企業活性化パッケージ」の活用を一層推進していく必要がある。

同パッケージには、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少なく、中小企業でも利用可能な私的整理による円滑な事業再生・廃業に向けた手続を定めた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や、会社が倒産しても、経営者は個人破産を回避でき、再チャレンジにつなげられるよう整理された「廃業時における経営者保証に関するガイドラインの基本的考え方」の活用も含まれている。

パッケージが活用されていくためには、事業者のフェーズに応じて金融機関と中小企業の双方が協力し、情報開示やアドバイス等を通じて信頼関係を構築していくと共に、以下のような支援策が必要である。

- 「中小企業活性化パッケージ」「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」「廃業における経営者保証に関するガイドラインの基本的考え方」の一層の周知・活用の促進
- 中小企業活性化協議会の体制強化や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」における中小企業版私的整理手続きを担う第三者支援専門家の充実
- 中小企業活性化パッケージを活用して収益力の改善や事業再生に向けた事業計画の策定を行う中小企業への補助金の継続
- 事業再生の取組の底上げに向け、経営者保証ガイドラインに関する個々の金融機関のKPIの公表と同様、個々の金融機関の事業再生の実績の見える化と当局によるモニタリング・推進に向けた必要な対応の実施
- 事業再生を図る中小企業のチャレンジを支援する補助金の創設、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した民間による再生支援強化
- 企業の収益力の回復に向け、信用保証協会を中核とした民間金融機関による無利子・無担保融資を受けた事業者への融資後のモニタリングを活用して経営支援を行う仕組みの構築（モニタリング対象企業の中から要連携支援企業等を選定し、管内金融機関と重点的に経営支援を行う鳥取県信用保証協会「モニタリングを活用した経営支援連携プログラム」の全国展開）
- 都道府県や信用保証協会に対して、経営者保証に関するガイドライン（保証債務の整理）に沿った対応の要請を実施

(3) 特に困窮する中小企業への協力金・支援金の手続き簡素化等による支給の迅速化

<要望事項>

I. 中小企業の自己変革・生産性向上に向けた支援

1. ビジネスモデルの変革支援

(主な要望先：中小企業庁・金融庁)

[重点要望項目]

- 挑戦を後押しし再チャレンジを促すための経営者保証解除に向けた対応
 - ①経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた環境の整備
 - ・経営者保証を解除できるかもしれないというチラシの配布・周知
 - ・経営者保証が、前向きな投資や事業展開の抑制要因となったり、早期の事業再生への着手の阻害要因となったりしていることから、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた検討が必要である。
 - ②経営者保証コーディネーターの所掌範囲の拡大
 - ・事業承継・引継ぎ支援センターに設置し、事業承継時の経営者保証について対応している経営者保証コーディネーターの所属を中小企業活性化協議会に変更し、所掌範囲を事業承継時に限らず全ての状況に拡大することが必要である。

[要望項目]

- (1) ビジネスモデルの転換・生産性向上に向けた事業再構築補助金・生産性革命推進事業等の推進
 - 事業再構築補助金の推進
 - 中小企業生産性革命推進事業の推進
 - 補助金電子申請システム（J グランツ）の使い勝手のさらなる改善およびシステムの堅牢化
 - 中小企業 119 専門家派遣事業（旧ミラサポ専門家派遣事業）の使い勝手の改善、事業者の身近な相談窓口（地域プラットフォーム等）での専門家相談体制の整備
- (2) オンライン販売・商談会等、非対面でも可能な販路開拓の推進（EC サイト、オンライン展示会・商談会等）
- (3) 資金供給の多様化に資するクラウドファンディングや私募債など資金調達
の多様化に向けた啓発
- (4) 公共工事（国・地方自治体等）における労務費・原材料費・エネルギーコ
スト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定・工期の確保

2. 中小企業のデジタル化による生産性向上支援

(主な要望先：経済産業省、デジタル庁、総務省、厚生労働省)

[重点要望項目]

- (1) IT 導入補助金の継続、地域へのさらなる普及強化、積極的な導入事例

の横展開

(2) デジタル化による経営課題の解決や生産性向上を促し、デジタル実装まで伴走支援できる体制の強化・拡充

〔要望項目〕

- (1) 生産性の向上、ビジネス変革・経営力再構築に資するIT導入補助金の継続・拡充
- クラウドサービス導入への加点措置の継続
 - 賃上げ要件の緩和
 - 通常枠（A・B類型）のさらなる補助率引き上げ
 - 導入後のフォローアップの充実（補助対象ツール導入の中小・小規模企業に対する、IT導入支援事業者による十分なフォローアップを担保する仕組みの検討）
 - インボイス対応支援のためのデジタル化基盤導入枠、およびセキュリティ対策推進枠の継続・拡大
 - 業務プロセスの見直しを支援する専門家派遣費用の対象化
- (2) 中小・小規模企業のデジタル化の課題を明確化し、デジタル導入・活用まで専門人材が伴走支援する体制の検討および強化・拡充
- 経営指導員等が支援先の経営課題等を把握・整理のうえ、デジタル化による課題解決策を提示し、さらにデジタル専門人材につなぐための前捌きに対応（一次対応）できるよう、基本的な知識・スキルを向上するための研修コンテンツの充実
 - 「デジタル化診断ツール」の活用促進により自社の現状を把握し、経営指導員等が診断後に適切なデジタル化支援へとつなげられるよう診断項目の拡充・検討、および診断後のIT専門家への連携体制等の業務フローの確立
 - デジタル化による生産性向上の取り組みに対する顕彰制度の実施や民間の顕彰制度等への補助
 - 中小・小規模企業が相談しやすいクラウドベンダーや使いやすいクラウドサービスを検索する一助となる認定情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）制度や、中小企業基盤整備機構が運営する使いやすい業務用アプリ紹介サイト「ここからアプリ」等の充実
 - 中堅・中小企業等のDX推進に向けた「中堅・中小企業等向けデジタルガバナンス・コード実践の手引き」や中小企業がAIを導入する際のノウハウをまとめた「中小企業向けAI導入ガイドブック」の周知・普及、DXに取り組む中堅・中小企業等のモデルケースを集めた「DXセレクション（中堅・中小企業等のDX優良事例選定）」の横展開
 - テレワークを導入しようとする企業等に対し、システムやセキュリティ面から労務管理面まで含めた相談支援を行う「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」の継続・拡充
- (3) キャッシュレス決済の普及促進に向けた環境整備（決済手数料および端末代の引下げ、入金までのタイムラグの短縮化等）

- (4) 約束手形の廃止に向けた、現金支払いの推進、電子記録債権利用料の引下げ
- (5) 受発注のデジタル化に向けた異なるE D I（電子データ交換）の接続の仕組み（産業データ連携基盤）の構築、中小企業共通E D Iの推進
- (6) 行政デジタル化に伴う電子申請のサポート・手続き簡素化
- (7) 5 G全国活用を可能とする基地局や光ファイバー等の通信インフラの整備促進
- (8) 中小企業のサイバーセキュリティ対策への支援拡充
 - サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策を強化するため、中小企業への実態調査結果を踏まえ、自社サーバの異常監視やサイバー攻撃を受けた際の初動対応支援、被害を受けた場合の簡易なサイバー保険など中小企業等への必要な対策をワンパッケージにまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の強力な普及・導入推進
 - 中小企業が情報漏洩や技術流出等を防ぐため自己のレベルに合った段階的なセキュリティ対策に取り組むことができるよう、情報セキュリティ基本方針の公開等を要件にした「SECURITY ACTION」の制度拡充（二つ星に加え、より積極的な取り組みを促す三つ星の新設等）、および政府によるさらなる普及・取得推進
 - 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の導入や「SECURITY ACTION」の宣言等を申請要件や加点措置の対象とする補助金等支援制度のさらなる拡充
 - I T導入補助金のセキュリティ対策推進枠の継続と補助率引き上げ
 - 2025年大阪・関西万博に向けたサイバーセキュリティ対策の強化

3. イノベーションによる付加価値向上

（主な要望先：内閣府、経済産業省、文部科学省）

【重点要望項目】

- 中小企業の技術開発から製品化までの一貫支援
 - ・中小企業と研究開発・技術支援を推進する機関（「研究開発等推進機関」という）（産業技術総合研究所、公設試験研究機関、大学、高等専門学校等）や金融機関等とのマッチング・連携支援体制の整備
 - ・中小企業の新製品・新技術の開発や技術的課題に対応するため、中小企業と研究開発等推進機関との技術コンサル・共同研究等の推進への支援
 - ・サプライチェーンを越えた企業連携の促進、イノベーションの各段階における補助施策の充実および専門家によるサポート

【要望項目】

- 成長型中小企業等研究開発支援事業の継続・拡充
- 中小企業の研究開発やその事業化を支援する「S B I R（中小企業技術革新制度）」の継続・拡充、積極活用・周知促進

4. 経営環境の多様化・高度化に対応するための人への投資

(主な要望先：経済産業省、デジタル庁)

[重点要望項目]

- (1) 中小企業・小規模企業の経営者・従業員のリスクリングの推進
○国際情勢の動向やデジタル化の加速など、経営環境の変化に対応する上で必要な情報・知識を習得するための支援強化
- (2) 商工会議所の経営指導員や支援機関等が、地域の事業者からの資金繰りや補助金活用等の相談、国・地方自治体の要請を受けた各種施策の周知・活用支援、IT活用・デジタル化のサポートなど、多様化・高度化する中小企業・小規模企業の経営相談・経営支援に対応する上で必要な知識習得のための補助・予算措置

5. 知的財産の創造・活用支援

(主な要望先：経済産業省、文部科学省、内閣府、公正取引委員会)

[重点要望項目]

- (1) 中小企業における知財の支援体制・金融支援の強化
- (2) 地域の企業と地元大学等における産学連携促進（知財教育、大学の特許開放等）
- (3) 官民を挙げた知財取引適正化（ガイドライン、契約書ひな形の普及促進、知財Gメンの活用）

[要望項目]

- (1) 企業と大学の共有特許の社会実装に向けた誠実交渉の推進、大学等の知財管理財源の充実
- (2) 国内企業の技術流出対策およびサイバーセキュリティ対策支援の強化
- (3) 知財紛争処理能力の強化（特許権者の金銭的救済、訴訟負担の軽減等）
- (4) Web 3.0の推進に向けたコンテンツ利活用の環境整備（NFT、メタバース等）

6. 事業承継支援の推進

(主な要望先：経済産業省)

[要望項目]

- (1) 事業承継に対する幅広い支援の強化
○事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充など円滑な事業承継に向けた支援策の推進（公募期間の通年化の継続、認定経営革新等支援機関による確認書発行手続きの簡素化）
○事業承継特別保証制度の活用による経営者保証を必要としない融資の推進

- 親族外承継（従業員承継、第三者承継等）の推進に向けた、親族外承継ガイドブックの作成、後継者教育の体系化・標準化、教育費用の補助
- 後継者による事業ドメインの再構築など、企業の成長につながる新たな取り組みに対する支援強化
- 経営者保証の二重徴求を原則禁止とする事業承継時に焦点を当てた経営者保証に関するガイドラインの特則の民間金融機関による普及、推進に向けた周知強化

（２）M&Aに対する幅広い支援の強化

- 「中小M&A推進計画」の周知・普及、M&A仲介事業者の登録制度における通報窓口による調査・登録解除の運用等による健全性の確保、中小M&Aガイドラインの遵守徹底による普及・推進による仲介手数料の透明化・適正化、仲介の際の利益相反に対する適切な対応等、小規模事業者向けを含めたM&A環境整備の促進
- 中小PMIガイドライン（M&A後の統合プロセス）の普及、促進。PMI費用に対する補助金の創設等、円滑な事業承継・引継ぎ支援の推進
- 事業承継・引継ぎ補助金の継続・拡充など円滑な事業承継に向けた支援策の推進（公募期間の通年化の継続、認定経営革新等支援機関による確認書発行手続きの簡素化）〔再掲〕
- 中小企業が自社の企業価値（財産評価基本調達に基づく非上場株式の評価額（時価純資産価額方式、類似業種比準価額方式）、M&Aにおける企業価値（年倍法等））を簡易に評価できるツールの提供および期待値を過度に上げないような適切な活用支援
- 事業承継・引継ぎ支援センターと民間M&Aプラットフォームとの連携強化、売買情報の安全性の確保による簡便かつ迅速なマッチング手法の全国拡大

（３）2024年3月に特例承継計画の提出期限を迎える事業承継税制の活用促進に向けた周知・広報、制度改善（申請手続きの緩和、適用対象の拡大、宥恕規程の明確化をはじめとする制度適用後の不安解消等）および2027年12月に期限を迎える特例措置の恒久化に向けた検討

（４）円滑な事業承継・引継ぎに向けた支援センターの拡充

7. 創業支援の強化

（主な要望先：経済産業省）

【重点要望項目】

- 創業時の信用保証付き融資での経営者保証の不要化
 - ・創業を阻害する要因を排除するために、信用保証付きでの創業融資の際には無保証で対応する体制の整備

【要望項目】

（１）ビジネスプラン策定支援など創業に対する幅広い支援の強化

- 創業希望者の創業実現に資する創業支援事業者補助金や創業スクール事

業、創業補助金、地域創造的企業補助金の再予算化

- 廃業する事業者から経営資源を譲り受けることで初期費用を低く抑えられる創業の促進、後継者人材バンクの拡充
- 小・中・高・大学等での起業家教育の推進
- 副業フリーランスに対する創業支援
- 創業1年未満の小規模事業者の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の対象化

(2) 中小企業等への官公需における優先発注

- 優れた技術・サービス等を持つ中小企業・小規模事業者やベンチャー企業、創立10年未満の事業者等に対する官公需の受注機会の確保
- 官公需において国等の行政機関が率先して新商品・新サービスの調達や商品認定などを行うトライアル発注制度の推進
- トライアル発注制度で認定された新商品・新サービスのPR支援

(3) 国による新たな基金の創設など創業支援に向けた環境整備

- 国による新たな創業支援基金の創設（専門家やシードアクセラレーターの派遣、オフィスシェア、研究開発投資への支援等）
- 創業1年未満の小規模事業者の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の対象化
- 販路や連携先となる事業会社とのマッチング支援を通じた成長機会の提供

8. 小規模事業者の挑戦への後押しの強化

（主要要望先：経済産業省、デジタル庁）

[要望項目]

(1) 小規模事業者支援推進事業（伴走型補助金等）の継続・拡充

- 経営発達支援計画の実行等に向けた「伴走型補助金（伴走型小規模事業者支援推進事業）」について、拡充・継続いただきたい。特に、小規模事業者の「デジタル化」に資する取り組みや「経営力再構築伴走支援」に向けた取り組みについて、補助対象事業範囲を拡大されたい。
- 若手経営指導員等の育成のための「スーパーバイザー事業（小規模事業者経営力向上支援事業）」について、IT支援力向上等に向けたOJT指導等の推進のため、維持・継続されたい。
- 経営発達支援事業の実施状況報告調査について、経営指導員等の事務負担軽減のため、調査項目・件数等の見直しを検討されたい。

(2) 地域力活用新事業創出支援事業の継続

(3) 制度改正等の課題解決環境整備事業、事業環境変化対応型支援事業の拡充

- 小規模事業者等に対する諸制度改正の周知・支援および新型コロナウイルス関連の支援施策等による諸課題への対応や、「デジタル化」「グリーン化」など経営改善や生産性向上に向けた事業活動支援に繋がる対応を目的とした「制度改正等の課題解決環境整備事業」について、維持・継続されたい。
- 事業環境変化の影響を受けるなか、真に支援を必要とする小規模事業者が

引き続き相談・申請サポートを受ける体制の整備および適格請求書等保存方式（インボイス）制度等の周知や相談等に対応する必要があるため、「事業環境変化型対応支援事業」の継続等により、商工会議所に十分な相談体制を整備されたい。

（４）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の継続

- 2014年の小規模支援法の一部改正の趣旨を踏まえ、都道府県や市町村等においても小規模事業者支援の関与を推進するため、継続・拡充されたい。
- 大規模自然災害時に、都道府県が被災小規模事業者に対し迅速かつ体系的な支援を行えるようにするためにも、本事業は継続すべきである。

（５）マル経融資（小規模事業者経営改善資金）等の継続・拡充

- 経営指導による小規模事業者の経営改善に寄与するマル経融資の積極的な活用の推進、予算枠の堅持
- 現在講じられている特例措置の延長・恒久化
 - ・融資金額：1,000万円→2,000万円
 - ・融資期間：運転資金5年→7年、設備資金7年→10年
 - ・据置期間：運転資金6カ月→1年、設備資金6カ月→2年
- 小規模事業者経営発達支援資金（経営発達資金）の一層の活用促進
- 創業1年未満の小規模事業者の対象化
- デジタル化時代に適応したマル経融資手続きのオンライン化の検討
- サービス業のうち、特に多重下請構造にあり正社員を中心に労働集約的な業種である情報サービス業等（※）について、2014年1月に拡大された娯楽・宿泊業と同様、小規模事業者の従業員要件を5人以下から、多重下請構造にある建設業や労働集約的な運輸業等と同様の20人以下へ拡大
- ※中小企業等経営強化法や経営承継円滑化法における情報処理サービス業等の中小企業者の範囲は、建設業や運輸業等と同様の基準に拡大済み。
- コロナ特貸等の制度終了後における事業者の借換等に対応するため、貸出条件（貸出期間等）の拡充。

（６）中小・小規模企業の事業継続・再構築等を支援する商工会議所の経営相談体制の強化（地方交付税の拡充＜特別交付税化含む＞等）

（７）中小企業の自己変革に資する「経営力再構築伴走支援」の推進

- 同伴走支援を全国で幅広く推進していくため、「経営力再構築伴走支援推進協議会」がイニシアティブをとり、中小企業支援機関や金融機関との連携体制を構築するとともに、支援実施に向けた課題の整理・解決策の検討、支援事例やノウハウの収集・蓄積・共有・分析等、具体的な取り組みが必要である。
- 中小企業支援の現場で同伴走支援に取り組む「経営力再構築伴走支援人材」の育成に向け、必要な予算を確保されたい。
- 同伴走支援の担い手である商工会議所の経営指導員の資質向上のため、中小企業大学校における研修プログラムを適宜、拡充されたい。

（８）商工会議所等による経営支援業務におけるDX推進

- 中小企業支援プラットフォーム構築によるデータ連携の推進と、ビッグデ

ータやA I 技術を活用した経営支援サポートシステム（経営指導A I 助言サービス等）の開発・整備、および同システムの運用にかかる財政支援の確保

(9) 補助金申請手続きのオンライン化への移行を円滑に遂行するための支援体制の強化

Ⅱ. ウィズ／アフターコロナの持続的成長・競争力強化に資する政策

1. 2050年カーボンニュートラルに向けた支援強化

(主な要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省)

わが国の中小企業による温室効果ガス排出量は1.2～2.5億トン程度、日本全体の1～2割弱を占めると想定され、カーボンニュートラル実現において、中小企業の排出削減への取り組みが重要であることは間違いない。

もっとも、現状では、中小企業のカーボンニュートラルに対する理解や対応が十分に進展しているとは言い難く、中小企業の温室効果ガス排出削減への取り組みを進めるにあたっては、①「知る」（自社の取り組みの必要性や意義・メリットを認識する）、②「測る」（自社の排出量を計測・把握する）、③「減らす」（排出の少ない設備への置き換えなど具体的な削減に取り組む）、の3つのステップで支援を進めていく必要がある。

エネルギーの安全保障と安定供給を確保しながら、中小企業を含むカーボンニュートラルへの挑戦を、わが国経済の長期停滞からの脱出と新たな成長のエンジンとするべく、以下の各施策の推進を図られたい。

【重点要望項目】

- 成長が期待されるカーボンニュートラル関連技術の開発・実装および量産化によるコスト削減の取り組み加速に向けた支援の拡充・強化
- 中小企業による温室効果ガス排出削減に向けた情報提供の強化と理解促進、専門家指導、簡便なツール提供、エネルギーマネジメントシステムの導入等による排出量の把握・削減に対する支援の強化
- 脱炭素効果の高い設備への転換・導入に対する補助、税制や資金調達上の優遇措置の拡充、中小企業を支援する人材の育成を含めた地方自治体・地域金融機関・商工会議所等との連携による脱炭素先行地域づくり等を通じた利用促進

【要望項目】

- 原油・LNG調達の多重化・分散化、安全性を確保した原子力の活用等、カーボンニュートラル移行期におけるエネルギーの安定供給確保
- J-クレジット制度の中小企業への認知拡大、活用促進
- サプライチェーンでつながる大企業による取引先中小企業の温室効果ガス排出削減への支援・協力の推進

2. 海外ビジネス展開支援

(主な要望先：経済産業省、外務省、農林水産省)

わが国の持続的成長・競争力強化に向け、国内需要が減少する中で中小企業が円安を活かし外需を取り込むため、海外ビジネス展開に果敢に対応できるような後押しが必要である。

また、近年の地政学的リスクの高まりや新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、サプライチェーンの再構築および調達先の多様化、国内への生産回帰など経済安全保障政策の推進や、食料の安定供給確保に向けた取り組みを図りたい。

【重点要望項目】

- 越境ECの推進、人材育成・活用等、海外ビジネス促進に向けた支援の強化
- 越境ECテストマーケティング事業の実施・拡充など、海外販路開拓施策のさらなる強化
- 商工会議所経営指導員等の支援機関に対する海外展開支援研修の実施
- 国際社会貢献センター（ABIC）の活用による商社OBや海外駐在経験者、専門家の派遣に伴う費用の助成
- 地域商社や地域でコーディネーター機能を担う組織への支援などを通じた、地域一体での海外展開の取り組みに対する支援の強化
- 貿易関係証明のオンライン発給の周知・利用促進

【要望項目】

- (1) EPA・FTAの活用促進、投資協定の周知・啓発
 - RCEP、CPTPP等の活用促進、投資協定の周知・啓発
 - 特定原産地証明書の電子化（電子情報交換方式等）の推進
- (2) 中小企業の事業負担にも配慮した経済安全保障政策の推進
 - 政府によるサプライチェーンの状況調査、事業者の計画の変更や中止勧告における中小企業の負担軽減

3. 中小企業の新たな挑戦や生産性向上に繋がる規制緩和

(主な要望先：国土交通省、厚生労働省、法務省)

人手不足、需要構造の変化など外部環境の激変に対し、持ち前の「自己変革能力」を活かし、ビジネスモデルの転換やイノベーション、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の挑戦を、以下により強力に支援することが必要である。

【要望項目】

- (1) 建設業における技術者等の常駐・常勤要件の緩和
 - 監理技術者の配置要件の緩和
 - 主任技術者の配置要件の緩和
- (2) 建設業における技術者の資格要件・受験要件の見直し
 - 実務経験による主任技術者の資格要件の緩和
 - 実務経験による監理技術者の資格要件の緩和（指定学科の拡大）

○ 1級施工管理技術検定の受験に要する実務経験の短縮

(3) 介護サービスにおける人員配置基準の緩和

○介護サービスの人員配置基準（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネージャー等）の緩和

(4) 法人設立の際の公証人による定款認証の撤廃

○法務局への届出前の定款認証の廃止による創業者の負担軽減

Ⅲ. 中小企業の活動を支える事業環境整備

1. 消費税インボイス制度導入に関する十分な検証と普及・周知の徹底、制度改正や支援策の検討・実施、検証結果や中小企業経営の実態等を踏まえた制度導入時期の延長

（主な要望先：財務省）

[要望項目]

○消費税インボイス制度の導入に関する免税事業者の取引排除等による倒産・廃業の可能性を含めた十分な検証と、政府による免税事業者への責任ある普及・周知の徹底、事業者の事務負担やコスト軽減に資する制度改正や支援策の検討・実施、検証結果や中小企業経営の実態等を踏まえた制度導入時期の延長

2. 中小企業金融の円滑化に資する事業性評価担保・融資、約束手形の廃止に向けた対応

（主な要望先：内閣府、経済産業省、金融庁。財務省）

[要望項目]

- 有望な事業を持つ中小企業の資金調達手段を多様化するため、不動産を持たなくても、知的財産等の無形資産を含む事業を構成する財産を包括的に一体として担保化して融資を受けられ、必要に応じて事業活動を継続しながら実行のできる、使いやすい包括担保制度を実現するために必要な措置の検討
- クラウドファンディングや私募債など資金調達の多様化に向けた啓発
- ABL（動産・売掛金担保融資）の浸透・促進
- 中小企業の財務・非財務情報の見える化に資するローカルベンチマークの普及
- 経営デザインシート、知財ビジネス評価書、知財ビジネス提案書等の知的財産の事業性評価を活用した融資の推進
- 約束手形の廃止に向けた、現金支払いの推進、電子記録債権利用料の引下げ
 - ・官民による約束手形の利用の廃止に向けた取組み取り組みの推進
 - ・政府による現金払いへの変更に関する普及・啓発
 - ・金融機関によるネットバンキングや電子記録債権の活用の推進（周知、利用料の低減、積極的な活用支援等）
 - ・分かりやすい画面設計など利用者に配慮した対応
 - ・中小企業のITリテラシーの向上、IT導入・活用に向けた支援策の充実
 - ・現金払いへの変更や支払手形サイト短縮化等を行う事業者の運転資金ニー

ズに対応する公的融資・信用保証制度の周知の推進

3. 雇用・労働政策

(主な要望先：厚生労働省、法務省)

[要望項目]

(1) 雇用の安定と円滑な労働移動の推進

- 雇用調整助成金の特例措置（とりわけ「業況特例」の助成内容）の延長、一般会計資金投入による雇用保険財政の安定化
- ハローワークにおける訓練から就職に至るまで一貫した個別・伴走型支援の強化、労働移動支援助成金・トライアル雇用助成金の幅広い周知と利用促進等による人手不足業種・成長産業への労働移動の促進
- ハローワークの要員体制強化、求人開拓の推進とIT活用によるマッチング力強化等による中小企業の人材確保支援

(2) 中小企業の生産性向上と人材確保につながる自己変革支援

- 企業による自発的な賃上げの促進に資する環境整備（取引適正化）
- 業務改善助成金の現行の特例措置の恒久化および売上高等要件の廃止
- 生産性向上人材育成支援センターによる「生産性向上訓練」の予算拡充および支援体制強化等、生産性向上に資する人材育成の推進
- 働き方改革推進支援センターの相談体制強化、働き方改革推進支援助成金の拡充等による働き方改革の推進
- 企画業務型裁量労働制の対象業務拡大、テレワーク、地方活性化に資する副業・兼業等、多様で柔軟な働き方の推進

(3) 女性・外国人材等、多様な人材の活躍推進

- 改正育児介護休業法の周知、代替要員確保支援の充実・強化等による育児休業の取得促進
- 特定技能制度の手続きの簡素化・対象分野の拡大等の制度改善、技能実習の運用適正化に向けた外国人技能実習機構の人員増強、機能強化
- 公共調達を実施する際、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）の加点评価制度の強化

4. デジタルガバメントの推進

(主な要望先：内閣府、総務省、経済産業省、財務省)

[要望項目]

- (1) 行政手続、官民取引および各種規制のデジタル対応の徹底、デジタルガバメントの推進
- (2) マイナンバー活用による社会基盤整備、マイナンバーカードの普及促進
- (3) 確定申告データ等を活用した協力金・支援金等の迅速給付の検討・実施
- (4) 5G全国活用を可能とする基地局や光ファイバー等の通信インフラの整備促進 [再掲]

5. 中小企業における健康経営の普及・促進

(主な要望先：内閣府、経済産業省)

[要望項目]

- (1) 中小企業における健康経営の導入を促進するための専門家（健康経営アドバイザー）派遣支援
- (2) 中小企業が健康経営を推進する専門人材（健康経営アドバイザー）を育成する際の助成措置の創設
- (3) 健康経営優良法人認定を受けた企業に対するインセンティブの拡充・周知（各種補助金・助成金における加点評価、公共調達における加点評価を行う地方自治体の拡充等）

6. 私的年金の普及・拡大

(主な要望先：財務省、厚生労働省)

[要望項目]

- (1) 企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃
- (2) 企業型確定拠出年金および個人型確定拠出年金（i D e C o）の拠出限度額の引き上げ

7. 2025年大阪・関西万博への中小企業等の参画機会確保等の支援

(主な要望先：内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、文部科学省)

[要望項目]

- (1) 政府一体となった取り組みの推進
 - 2025年に、「未来社会の実験場」をコンセプトに開催される大阪・関西万博は、中小企業等が先端技術を活用したイノベーションの成果を、全世界に発信する機会である。政府は、大阪・関西万博の実施主体である公益社団法人2025年日本国際博覧会協会を強力に支援するとともに、各府省庁に分掌されている関連施策や公共事業を一体的に推進されたい。
- (2) 実証実験プロジェクトへの資金面での支援と中小企業の参画機会確保
 - 「未来社会の実験場」を実現するためには、開催期間前から中小企業等の多様なプレイヤーによる共創を通じたイノベーションの誘発が求められることから、大阪・関西万博に向けた様々な実証実験プロジェクトに資金支援と必要な規制緩和を行われたい。また、中小企業等が大阪・関西万博に参画しやすいよう、その費用・区画・期間等の設定を工夫するなど、必要な支援措置を講じられたい。
- (3) 中小企業の成長支援に向けた受注機会の確保
 - 大阪・関西万博を通じた中小企業等の成長を支援するため、持続可能性に配慮した調達が行われる万博会場の資材や備品、食材、サービス等について

て、中小企業等の受注機会の確保に配慮されたい。

(4) 訪日需要獲得に向けた観光資源のPR機会の確保

- 国が掲げる2030年における訪日外国人数および訪日外国人旅行消費額の目標達成に向け重要なステップである大阪・関西万博の活用支援（地方部における訪日需要獲得に向けた全国各地の食・文化・歴史等の観光資源のPR機会の確保等）

IV. 地方創生の再起動

1. 民間起点による公民共創のまちづくりの推進

（主な要望先：国土交通省、法務省、経済産業省、内閣官房、内閣府）

都市の中心市街地は、地域住民の生活・交流の場として地域の豊かさ・アイデンティティを映し出す顔であるが、近年においては、大型郊外店の進出、ECの普及等による地域商業の衰退に加え、人口減少・高齢化の進展によって、空き地・空き家等がスポンジのようにランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行している。

また、地方都市においては、希望する仕事の不足、まちなかの魅力の低下等による若年層の流出、大都市においては相対的な国際競争力の低下や日本全体への牽引力の不足等が喫緊の課題となっている。その一方で、デジタル技術の進展、地方への関心の高まり等の環境変化も起きている。

こうした状況において、地方都市のイノベーション力と、それを支える大都市の国際競争力の強化を図るとともに、デジタル技術も活用しながら地方都市と大都市との交流・連携を促進し、新しい時代に対応した都市再生により「デジタル田園都市国家構想」を実現し、「新しい資本主義」の実現に寄与することが重要である。

このほか、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、まちづくり分野においても、エネルギー消費の約3割を占める建築物分野での省エネ対策の加速化等が、新たに組み込むべき課題となっている。

こうした観点を踏まえ、以下の施策の拡充強化を図られたい。

[要望項目]

- (1) イノベーションや新たな産業の創出に資するまちづくりの推進
 - スタートアップ・起業家の活動拠点や多様な主体の交流拠点の整備促進
 - 大学等との連携拠点の整備促進
 - イノベーションの成長・発展のための大都市との連携推進
- (2) リノベーションによる既存ストックの再生・公共的空間の利活用促進
 - 都市機能の充実に資する「身の丈再開発」の促進
 - 空き地・空き家等の低未利用不動産を集約する土地区画整理事業の推進
 - 土地所有権放棄制度、所有者不明不動産管理人制度等に係る費用負担の低額化等による実効性の確保
 - 廃業や撤退後放置されたままの商業施設、役割を終えたアーケード等の

解体費用への支援

- 歴史的・文化的資産等を有するまちなみの再生・活性化への支援（リノベーション、古民家活用、歴史的景観の維持、オープンスペース整備、無電柱化、景観と調和した道路整備等）
 - 空き地・空き店舗の利活用希望者に対する創業支援（家賃負担軽減やリノベーションに対する補助・金融支援）
 - 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成
- (3) 大都市人材・資金を呼び込むための基盤整備・施設整備
- インフラ（特にデジタルインフラ）の重点整備
 - ワーケーション、テレワークの促進に向けた環境整備
- (4) 日本の魅力を活かした国際ビジネス環境の構築等による大都市の国際競争力強化
- 安心・安全で良質なオフィス、住宅、商業機能、インフラの整備促進
- (5) 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた、デジタル基盤の整備を通じたまちづくりの推進
- 交通空白地等における持続可能な地域交通の実現やスマートシティ化の加速に向けた、MaaSの社会実装モデルとなる実証実験プロジェクトの推進
 - 商店街等のデジタルマーケティング等、地域商業のデジタル化に対する積極的な推進
- (6) カーボンニュートラルを目指したまちづくりの推進
- 改正建築物省エネ法（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律、本年6月13日成立・6月17日公布）を踏まえた、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の普及や既存ストック（既存の建物）の断熱改修等を加速させる啓発・支援の強化
 - EV（電気自動車）・FCV（燃料電池車）普及のためのEV・水素ステーション整備の促進等、運輸部門のCO₂排出抑制のための取組みの促進
 - コンパクト・プラス・ネットワークのための計画推進、省エネ・再生エネ設備の導入・利用の拡大やエネルギー拠点の分散配置等、カーボンニュートラルと気候変動に適応したまちづくりへの転換の促進
- (7) 地方自治体の財政状況を踏まえ、今後、一層、PPP/PFI手法の積極的な活用が見込まれることから、地域企業が中心となったPPP/PFIの推進による地域経済好循環の実現
- 地域の特性を熟知した地域企業が代表企業等として参画しやすい環境の整備
 - PPP/PFIプロジェクトに参画する地域企業に対する公的金融機関等による支援や専門家派遣
 - 地域企業のPPP/PFI参加を促進する商工会議所等の指導・支援活動、人材育成への支援
 - 都市計画における公共サービスの広域調整がある場合のPPP/PFIの活

用促進

- 人口 20 万人未満の地方公共団体における、PPP/PFI導入の拡大に向けたインセンティブ創設
- VFM（直接的金銭価値）のみに囚われない地域貢献価値（地域経済の好循環、地域日常ニーズ充足・相乗効果を生む施設複合化の自主提案、地域アイデンティティとの合致等）を期待した「地域主導型PFI」の推進

(8) 民間まちづくり推進主体（商工会議所、まちづくり会社、商店街等のエリアマネジメント団体）のまちづくり行政への参加機会の拡大、民間まちづくり活動の基盤強化（人材確保・育成、財務基盤強化）

2. ウィズ／アフターコロナを見据えた観光の復興

（主要要望先：国土交通省、観光庁、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、財務省、内閣府、内閣官房、農林水産省）

[要望項目]

(1) 観光の再生・高付加価値化の推進

わが国の観光は、長引くコロナ禍によって極めて厳しい状況に置かれ、依然として予断を許さない状況にあるものの、本年3月末のまん延防止等重点措置の全面解除以降、人流の活発化、外国人観光客の受入れ再開等、明るい兆しが見え始めたところである。また、わが国の観光は世界経済フォーラムが5月に発表した「旅行・観光競争力ランキング（2021年度版）」で初めて首位を獲得する等、高い評価を受けている。加えて今後、日本全国・世界各国から約15万人が集結することが見込まれるツーリズムEXPOジャパン2022、2025年大阪・関西万博、2027年横浜国際園芸博覧会等の国際的ビッグイベントの開催も控えている。

こうしたなか、欧米・東南アジア諸国がウィズコロナ政策に大きく舵を切り、観光需要が急速に回復している一方で、わが国の観光需要はコロナ禍前の水準には到達していない。わが国においても、科学的な知見に基づき旅行・移動のリスクを評価し、基本的な感染対策を徹底したうえで、ウィズコロナを前提に取り組みを進めるべきである。また、成長戦略の柱・地域活性化の切り札である観光は、成長と分配の好循環を促す新たな観光の確立に向けたビジョンを持ち、復興に取り組みなければならない。しかしながら、これまでのわが国の観光に目を向けると、インバウンド客数は大幅に増加する一方、特定の送り出し国への依存、特定の地域・シーズンへの過度な需要集中、地方部における観光消費単価の伸び悩み等、構造的課題を抱えており、地方にまでインバウンド拡大の恩恵が十分に波及していない状況にあった。

このような観光の抱える構造的な課題を解決し、地域に人や観光消費を呼び込み、持続的に地域経済の好循環を実現するために、以下の取り組みを後押しする施策の拡充・強化を図りたい。

○地域資源の活用等を通じた新たな付加価値創出への支援

- ・コンテンツ造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する予算の拡充（観光庁「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」等）
- ・基金化等による事業の複数年度化を図る等、継続的・計画的な取り組みに対応可能な支援スキームの構築

- ・修学旅行等の教育旅行における産業観光の活用促進支援（地域の教育委員会等への働きかけ、自治体による積極的な情報発信等）
 - ・ユニークベニューとして、歴史的建造物、博物館・美術館、公園等の活用促進に向けた、施設等への理解促進および消防法や文化財保護法等の規制の弾力的な運用
 - ・バスや地方鉄道等の地域交通インフラをレストランバス、イベント・食事列車等の観光コンテンツへ高付加価値化する取り組みへの支援
 - ・地域固有の貴重な歴史文化資源を活用した「文化観光」の推進に向け、観光庁と文化庁の連携による地域資源の計画的な保全・活用の展開支援
 - ・サステナブルツーリズム（持続可能な観光）に資する地域資源の保全等環境に配慮したコンテンツの開発支援
- 観光地の魅力向上に向けた施設等の整備支援
- ・廃屋撤去、老朽施設のリノベーション等に対する積極的な支援および計画的・継続的な取り組みに向けた基金化等の予算の複数年度化（観光庁「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」等）
 - ・バリアフリー化等受入環境整備に係る設備投資に対する支援
- インバウンドの回復期を見据えた受入態勢の整備支援
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、わが国の水際対策は強化され、観光目的での入国は認められていなかったが、6月10日より2年2カ月ぶりに外国人観光客の受け入れが再開された。しかしながら、受け入れは添乗員同行のパッケージツアーのみであり、G7諸国に比べ限定的な緩和である。また、日本入国時における渡航手続きの煩雑さも課題である。例えば、日本では現在、入国前のビザの取得が必須とされていることに加えて、欧米では撤廃が相次ぐ出国前72時間以内のPCR検査による陰性証明書の提示が必要である。加えて、入国規制緩和のロードマップが示されていないことから、訪日の計画を立てることが難しく、このままでは訪日旅行需要を逃しかねない。
- こうしたことから、諸外国から遅れを取らないよう、ビザ免除措置の早期再開、出国前72時間以内のPCR検査の撤廃、入国者数制限のさらなる緩和・撤廃とともに、入国制限の完全解禁までのロードマップを提示すべきである。また、インバウンド需要を地方に波及させていくため、早期に地方空港における検疫検査体制の整備を行い、地方空港の国際線受け入れを速やかに再開すべきである。
- また、これまでのインバウンドに係る取り組み状況やコロナ禍による旅行者の意識の変化等を踏まえ、新たなインバウンド戦略を構築していくことが重要である。具体的には、さらなる観光消費の増加や地方部への誘客促進を図るとともに、デジタルマーケティングを駆使した効果的なプロモーション、サステナブルツーリズム、アドベンチャーツーリズムの推進のほか、政府一体となって新たな観光コンテンツの創出、富裕層の誘客促進等に取り組むべきである。
- （訪日需要獲得に向けた情報発信支援）
- ・わが国の強みである安心・安全・清潔さの積極的な発信、出発国・地域ごとの興味・関心に応じた効果的な訪日プロモーションの推進支援
 - ・国際認証取得の奨励を通じた国際競争力強化等、国際的なMICEの継続的

な誘致促進支援

- ・国が掲げる 2030 年における訪日外国人数および訪日外国人旅行消費額の目標達成に向けた重要なステップである大阪・関西万博の活用支援（地方部における訪日需要獲得に向けた全国各地の食・文化・歴史等の観光資源のPR機会の確保等）（再掲）

（受入態勢の整備支援）

- ・消費機会の獲得、満足度向上によるリピーター獲得等に向け、観光施設や主要交通機関等の案内表示・解説、対応が遅れている小売店や飲食店における店頭表示等、観光のあらゆる場面での多言語対応の推進支援
- ・災害や急病時等の観光施設等における多言語対応、受入体制整備支援の延長・拡充（観光庁「訪日外国人受入環境整備緊急対策事業（インバウンド安全・安心対策推進事業）」等）
- ・感染拡大防止に向けたルールやマナー、衛生習慣等に関する周知等の取り組みの推進支援
- ・免税販売手続の電子化に関する周知ならびに電子化移行に伴う端末・ソフトウェア等導入支援
- ・キャッシュレス決済の普及（決済手数料の引き下げ等）、Wi-Fi 環境の整備、宿泊施設における泊食分離等、受入環境の整備支援

（2）観光需要の地方・地域への波及

コロナ禍で加速した働き方や住まい方の多様化により、地域や地方の良さが改めて見直され、地域に積極的に関わろうとする機運が高まりを見せている。こうした機運を捉え、地域に需要を呼び込むためには、地域の多様な主体が一体となり、観光戦略の策定やマーケティング・プロモーション、観光資源の磨き上げ等に取り組み、関係人口の拡大等につなげることが必要である。

そのためには観光地域づくりのかじ取り役を担う観光地域づくり法人（Destination Management/Marketing Organization）やDMC（Destination Management Company）、地域内のコーディネーター役を担う商工会議所等による地域の観光マネジメント体制の強化が重要である。また、観光需要の地方分散の前提となる地域公共交通網の整備も不可欠である。

こうした観点を踏まえ、以下の施策の拡充強化を図られたい。

○DMO・DMC・商工会議所等による観光地経営の推進

（人材確保に向けた支援）

- ・デジタルマーケティングや持続可能な観光地経営等に係る専門家派遣や人材マッチング支援
- ・観光地経営をけん引する人材の育成を図るため、マネジメント、マーケティング、ファイナンス、ITリテラシー等の地域戦略の構築に必要なスキルや、観光に関する専門的な知識を習得する環境の整備支援
- ・外国へ地域の魅力を分かりやすく発信するためのネイティブライター等の専門人材の派遣・育成支援

（需要獲得に向けた支援）

- ・地方分散に資する地域一体となった戦略的なブランディング・プロモーションの展開支援

- ・バイローカル運動等観光需要の域内経済循環の促進(域内調達率向上)支援
 - ・諸外国の富裕層の求める上質な観光サービスの開発支援
 - ・地域に点在する観光資源を結ぶ広域観光コースの造成支援
- (観光マネジメント体制強化に向けた支援)

- ・DMO・DMCが期待される役割を発揮するために必要となる安定的かつ自律的な財源確保支援
- ・地方自治体の観光振興計画等に対するDMOによる提案制度の創設
- ・着地型旅行商品の造成推進に向け、DMO・DMC事業を担う法人の第2種または第3種旅行業登録の特例的な要件緩和(第2種登録の基準資産の引き下げ、第3種登録のエリア限定の撤廃等)

○関係人口の拡大等、人流の活性化による国内観光関連需要の創出

- ・消費創出効果の高い国内MICE等の誘致・開催支援による法人需要の創出
- ・平日の法人需要獲得に向けたワーケーション、ブレジャー等の受入態勢整備や第2のふるさとづくり等、関係人口の創出に向けた新たなニーズ開拓への取り組み支援(観光庁「ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業」等)
- ・平日休暇の取得推進を図る環境整備および国による企業等に対する働きかけ強化

○旅行・観光需要の地方分散に資する交通網の整備支援

- ・主要交通拠点から観光地および観光地間のアクセス改善、高速交通機関と地域交通機関の接続改善等有機的連携の強化促進
- ・旅行者の利便性に資する観光用モビリティ(MaaS、自動運転)の導入促進に向けた既存の交通事業者と新規参入事業者の連携強化促進
- ・域内周遊を促進するグリーンスローモビリティ、シェアサイクル等活用促進支援
- ・広域周遊・域内周遊の促進と観光消費拡大に資する公共交通や高速道路等の料金低減への支援
- ・鉄道・バス・タクシー・離島航路・コンテナ船・クルーズ客船等の公共交通事業の維持・継続に向けた支援(廃業の危機にある交通事業者の支援策となる「上下分離」や「公設民託」の導入および財政支援を促すための地方自治体等への支援強化を含む)
- ・インバウンドの地方分散に大きな役割を果たす地方空港(地方空港運営会社)への公的支援

○インバウンド関連に限定されている国際観光旅客税の用途を国内観光の復興に資する支援等への拡大

○国民の観光への理解促進支援

- ・科学的知見に基づく旅行・移動のリスク評価
- ・観光が有する文化的・経済的意義について国民に広報・啓発を図るとともに、コロナ禍の長期化によって失われた旅行機運の醸成に向けた観光キャンペーンの後押し

(3) 観光消費機会の拡大に資するデジタル技術の活用等

コロナ禍を経て、ワーケーションや二拠点・多拠点居住等、新しい働き方や住まい方が広がり、観光地や交通機関の混雑回避、旅行の少人数化等、

人々の旅行スタイルが大きく変化している。

コロナ禍からの観光再生には、デジタル技術（5G、位置情報、生体認証、AI等）を活用し、旅行者の行動プロセス（旅マエ・旅ナカ・旅アト）に沿って、付加価値の高いサービスを提供できるビジネスモデルへの転換（観光DX）が必要不可欠となる。

国は、観光DXの実現に向けて、その意義や効果について好事例を展開するとともに、DMO等に対して、専門性の高いデジタル人材の確保・育成、安価で使い勝手のよいCRM(Customer Relationship Management)アプリや行動データの分析ツール等についての情報提供等による支援を行うべきである。

また、これらに加えて、戦略策定やマーケティングの基礎データとなる観光関連統計の一層の充実および基準の統一化による精緻化を図るべきである。地域別の旅行者数、移動手段、購買情報等のデータは他地域との比較や、施策の効果検証に有効であり、地域の状況を正確に把握するために不可欠である。こうした客観的データに基づいた施策を立案し、観光消費を呼び込むことで、地域の文化的・経済的基盤である観光の復興を実現する必要がある。

こうした観点を踏まえ、以下の施策の拡充強化を図られたい。

○デジタル技術の活用による観光ビジネスの変革支援

- ・デジタル技術を活用した観光地経営の改善や旅行者の体験価値向上、消費機会の拡大に資する取り組みを実施する事業の予算の延長・拡充
- ・専門性の高いデジタル人材の育成・確保支援
- ・地域の観光関連事業者のビッグデータ活用に向けた人的・財政支援
- ・顧客管理システムの導入等、情報管理の高度化支援
- ・CRMアプリや多言語対応等のガイドアプリ仕様統一に向けた支援
- ・地方公共交通機関との連携、MaaS・自動運転導入の推進等、観光DXの基盤整備
- ・人手不足解消に向けたAI・ロボティクス等のデジタル技術を活用した省力化支援

○観光統計等のデータおよび活用促進

- ・戦略策定やマーケティングの基礎データに資する観光統計の一層の充実および基準の統一化による精緻化
- ・REASAS等、国・地方自治体・民間のビッグデータの一元化および提供

○観光庁の機能強化、省庁連携による観光施策の推進

- ・観光振興における司令塔の役割を担う観光庁の機能強化
- ・観光振興に関する予算、権限を所管する省庁との連携体制の構築

3. 国土強靱化や地域産業のアップグレードに資する社会資本整備の推進

(主な要望先：国土交通省、経済産業省、内閣官房、内閣府)

[要望項目]

(1) 長期的視点に立った戦略投資によるインフラの質的・量的向上

近年、防災・減災や国土強靱化に向けた「緊急対策」や「加速化対策」として重点的な財政措置が行われているものの、「わが国の社会資本整備の整備水準は概成しつつある」との認識のもと、インフラ投資額は、1996年のピーク時からおおよそ半減した状況が続いている。他方、欧米・アジア諸国で

はインフラに係る投資を継続的に増加させている状況にある。

国力の増強、都市部と地方の共存共栄等、国際競争力の強化に向けてインフラが果たす役割は大きく、長期的視点に立った戦略的な投資によるインフラの量的・質的向上が不可欠である。

(2) スーパー・メガリージョン構想の実現による国際競争力の強化

リニア中央新幹線による劇的な時間短縮より、世界一の人口規模を持つ東京圏の大きさ・複雑さ・豊かさに、わが国経済の主軸を形成する大阪圏、名古屋圏という個性の異なる大都市圏が緊密に接続され、人口7千万人を世界最大級の巨大経済圏を有するスーパー・メガリージョンが誕生することが見込まれている。

スーパー・メガリージョン誕生によって、フェイス・トゥ・フェイスの交流が進み、イノベーションが促進されるほか、生活クオリティが高く住居費が安い後背地域へのアクセス向上や、海外からの来日旅行者にとっての旅行プランの魅力向上等、様々な社会経済的なメリット、国際競争力の強化が期待できる。

さらに、東京に集中する人口や政治経済の中核機能分散や、相互の都市機能のバックアップ体制等の実現によって、首都直下大地震等の大災害リスクへの対応力向上に寄与することが期待される。

スーパー・メガリージョンの実現を通じて、地方から機会を奪うのではなく、海外との接続や新ビジネス確立等による果実を日本全国に広げていくべきである。

(3) 港湾・空港の機能強化による国際的な物流・人流増加

アジア諸国の所得向上や製造業の国内回帰、さらには各国の積極的な交通インフラに対する投資により、大規模ハブ拠点の優位性が示されるなど、港湾・空港を取り巻く国際情勢は複雑化している。

人口減少に直面するわが国にとっては、国際競争の中で「稼ぐ力」の維持に留まらず、急激に成長するアジア諸国が生み出す膨大な消費需要の取り込みを通じ、成長につなげていくことが求められる。

そのためには、地方と海外がより近くなるよう、直接または少ない乗換で海外との往來を可能にする等、国内外をより緊密な交通ネットワークで連結することが極めて重要であり、港湾・空港の果たす役割は極めて大きい。

港湾・空港の機能強化を通じて国際的な物流・人流増加を図るべく、次の取り組みが必要である。

- ・港湾の国際対応と機能強化（旅客ターミナル等の旅客受入機能向上、大型化するコンテナ船や客船に対応するための港湾設備の整備・航路水深確保等のハード整備、コンテナターミナルや荷捌きスペース等の物流機能の充実・集貨・創貨の展開による港湾物流機能の戦略的整備等）
- ・空港の利便性向上によるゲートウェイ機能の強化（滑走路・CIQ機能・給油施設・整備拠点等の施設や空港ビルの機能拡充等による空港利便性の向上、物流拠点や新たな産業の集積等に資する工業団地の整備等の空港の周辺エリアの利便性を活用した戦略的な拠点整備の促進等）

(4) 交通ネットワークの維持・充実

○地域間の連結による新ビジネスやイノベーションの創出

高規格幹線道路、新幹線、空港、港湾等の交通ネットワークは、各地域間や大都市間の人流・物流の活発化を促し、製造・流通・観光をはじめ地域の産業に様々な好影響を及ぼす等、地域経済やわが国全体の経済成長の基盤となる必要不可欠なインフラである。これらは、ネットワークの繋がりが増えれば増えるほど、各地域の産業や人材、地域資源の価値が高まる「ネットワーク効果」の発揮が期待される。

また、激甚化・頻発化する自然災害、国内外における経済リスクに対するレジリエンスの強化や、過度な集中の是正による都市と地方の共存共栄の実現に向けても、交通ネットワークが果たす役割は大きく、ネットワーク網の構築・拡充による、多核連携型の国土形成が不可欠である。

途切れのないシームレスなネットワークの構築は、多核連携型の国土を形成し、各地域における製造・流通・観光など地域産業の活性化に寄与し、新たなビジネス・イノベーション創出のための重要な基盤となるものである。高規格幹線道路、鉄道に加え、空港・港湾・鉄道駅・高速道路 IC/JCT から、市内・産業エリア・観光拠点等を繋ぐ2次・3次交通網の整備を積極的に行うべきである。なお、高規格道路、鉄道における具体的な施策は次のとおり。

①道路ネットワーク

- ・高規格幹線道路のミッシングリンク解消
- ・高規格幹線道路と国道を組み合わせたダブルネットワーク化
- ・暫定2車線区間の早期4車線化の促進 等

②鉄道交通網

- ・リニア中央新幹線の早期整備
- ・新幹線網の一層の充実による各地域間の接続のさらなる推進
- ・物流機能の維持・強化
- ・都市部の鉄道における乗入接続拡大等の利便性向上、高架化・踏切拡張・立体交差化・駅両側一体化などまちづくりとの整合の確保
- ・地方鉄道について、生存権・福祉としての公共交通という視点からの抜本的にあり方の見直し

○地域内の移動を支える地域公共交通の確保

地域内の人々の移動（モビリティ）を担う交通・運輸事業は、民間収益事業に留まらず、観光事業、まちづくり事業、産業振興事業、福祉事業としての多様な側面を持ち、その利便性や存廃は地域全体の帰趨と大きく関わっている。地域公共交通は、地域住民の「ファーストワンマイル（自宅からの第一歩）」を支える地域にとってなくてはならない基幹的な社会インフラである。

他方、従来からの人口減少・過疎化の進展に加え、長引く新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって利用者が著しく減少したことを背景に、路線バス・鉄道事業者の約7割がコロナで負った赤字を解消できないおそれ直面している。

地域公共交通の確保・再生に向け、各地域のニーズに適合した料金・サービス等の制度構築や、国・自治体による支援制度のあり方の早期検

討が「待ったなし」の状況にある。

その際、社会インフラとしての各種モビリティを、官民の協力のもとで、利用の便を図り、安全を確保するとともに、経営的にも環境的にもサステナブルな事業として構築・運営していくことは、地域の繁栄や住民の幸福にとって極めて重要であることから、次の取り組みや検討が不可欠である。

①地域住民の「ファーストワンマイル」を支える地域交通の再生・再構築

- ・地域公共交通の維持に向けた国・自治体による支援制度のあり方の検討
- ・鉄道・バス等のモビリティ関連官庁の連携強化
- ・地域公共交通路線維持に向けた財源の確実な確保
- ・公設民営（上下分離方式の導入）や公設民託（民間企業への運行委託）といった新たなスキームの導入・検討
- ・鉄道・バス等の多様なモードの連携促進・共存
- ・BRTの導入やバス転換を行う場合の十分な支援を通じた、住民の移動手段を確保するための最大限の対応策の実施

②MaaS や GSM といった新たな技術やモビリティの開発・実装

このほか、交通そのものや、付随するサービスに活用可能な新たなデジタル技術等も進展により、次のような取り組みや検討も不可欠である。

- ・既存の交通手段に加え、MaaS（Mobility as a Service）や、GSM（グリーンスローモビリティ）、オンデマンド交通、シェアサイクル等の移動手段の導入による、過疎地域における病院や中心市街地への自由な移動や、観光地における周遊促進・観光消費増加の促進
- ・空飛ぶクルマやドローン等、新たなモビリティに対する一層の技術開発支援、社会実装に向けた支援

（５）生活や地域産業の基盤インフラを経年劣化や災害から守るメンテナンスや、災害発生時の迅速な復旧を図るため、担い手となる地域の建設業における安定的な人材確保を図るべきである。

4. 物流機能の維持と物流効率化に対する取り組みの推進

（主な要望先：国土交通省、経済産業省、農林水産省）

物流は経済を円滑にまわすために不可欠な社会インフラである一方で、物流業界の人手不足の加速化と、ECの拡大・消費者ニーズの多様化等により、物流需要と輸送能力のバランスが崩れつつある。

この状況を放置すれば、物流事業者に依頼してもモノが運べなくなる「物流危機」を引き起こし、経済全体の成長を制約しかねない。国の試算によると2030年時点で7.5～10.2兆円もの経済損失が発生する可能性があるとされている。

物流機能の維持には、物流ハブや中間物流拠点、一貫物流の確立に向けた施設の整備等、インフラ面からの物流改善が必要である。しかし、わが国では、Logistics2.0に分類されるコンテナ化・パレット化・一貫輸送等の荷役の自動化・標準化が達成されておらず、現在もなお取引企業間や業界間を超えた統一的なコンセンサスが得られず、情報化・新技術導入等、省人化といった

Logistics3.0 の条件が未だ整っていない状況にある。

わが国においては、長期的時間軸において物流事業者のみならず、荷主側にもメリットを享受できるような形で、物流を「競争領域」から「協調領域」へ転換し、物流の省力化・効率化に取り組むことが求められている。加えて、これら個社や企業間における物流効率化に対する取り組みのほか、物流政策とまちづくり計画との面的連動が不可欠である。

具体的には、次のような取り組みが必要である。

[要望項目]

- 「物流危機」克服に向けた物流拠点の整備等の促進
 - ・地域物流ハブの整備や、各地の港湾や高速道路 JCT/IC 近傍に国際物流のゲートウェイ拠点の整備等、中核的な物流ハブの整備によるインフラ面からの物流効率化
 - ・都市における共同物流拠点、小規模事業者の庫内物流の共同化、道の駅併設の物流機能の付与等、地域事情に応じた物流拠点の整備
 - ・地域経済の活性化に資する共同物流の高度化にかかる拠点の整備促進（地域未来投資促進法の拡充等）
- 物流効率化に向けた既存の物流方式・習慣の見直し
 - ・パレットや外装サイズ、伝票、クレート等、物流効率化に資する標準化の実現
 - ・民間事業者間におけるデータ方式の共通化による、一貫物流の実現
 - ・コンテナリゼーションとパレチゼーションを円滑に実現する、道路・港湾・物流倉庫・中心市街地等における各種インフラの整備
 - ・トラック輸送の鉄道・船舶輸送への転換等による、モーダルシフトや、シー・アンド・レール構想の実現
 - ・物流管理システム等の導入促進による、運送事業者の手待ち時間等の解消や、積載率の向上
 - ・バス・タクシー・宅配便等のドライバーが不足する地域における、自家用有償旅客運送や貨客混載便、自動運転導入や、AI・IoT等の技術導入等に関する社会実験の推進と、規制緩和の促進
 - ・オープンな共同配送網の構築による新たな物流システム（フィジカル・インターネット）の実現
- 物流制度とまちづくり・土地利用制度との面的連動の必要性
 - ・トレーラ導入やコンテナリゼーション促進等を含めた物流制度と都市計画、道路計画との面的連動による物流・人流の動線分離
 - ・物流トラック等が原因の渋滞緩和と重大事故の防止や、路上荷捌き問題等の解決に向けた都市計画の策定促進

5. 行政のデジタル化推進と規制・制度の見直し

（主な要望先：デジタル庁、内閣府、総務省、経済産業省）

[要望項目]

- (1) 国・地方自治体のデジタル化の推進や行政手続きの簡素化、デジタル技術の活用を阻害する規制・制度の見直し
- (2) マイナンバー活用による社会基盤整備、マイナンバーカードの普及促進[再掲]

- (3) 5G全国活用を可能とする基地局や光ファイバー等の通信インフラの整備促進〔再掲〕

6. 地域経済の中核となる「中堅・中小企業」の経営力強化

(主な要望先：経済産業省、財務省、内閣府)

〔要望項目〕

- (1) サプライチェーンの国内回帰・地方立地の推進に向けた国内投資促進事業費補助金（中小企業特例事業含む）の維持・拡充
- (2) 中小企業と研究開発・技術支援を推進する機関（「研究開発等推進機関」という）（産業技術総合研究所、公設試験研究機関、大学、高等専門学校等）や金融機関等とのマッチング・連携支援体制の整備〔再掲〕
- (3) 「地域経済牽引事業計画」（地域未来投資促進法）を策定した中堅・中小企業への支援措置のさらなる充実（地域未来投資促進税制の延長・拡充等）
- (4) 「地域未来牽引企業」に対する地域経済牽引事業計画の策定支援

7. 地方創生、地域資源活用

(主な要望先：内閣府、総務省、文部科学省)

〔要望項目〕

- (1) テレワーク定着を好機とした地方のサテライトオフィス化等、三密回避、地方分散化の取り組み支援
- (2) まちづくりや地域資源活用等を通じた地域活性化策の立案等に資する、RESAS（地域経済分析システム）の搭載情報の拡充（個人消費、地域公共交通の乗降客数等）、民間には非公開となっている企業情報の自由な閲覧、およびV-RESASの恒久化
- (3) 農林水産資源をはじめとする地域資源や地域力の活用等を通じた新商品・サービスの開発から販路開拓・拡大までの一貫した支援の継続・拡大
- 地域力活用新事業創出支援事業の継続〔再掲〕
 - JAPANブランド育成支援等事業の継続
 - 商工会議所等の支援機関が地域の小規模事業者等とともに実施する、海外展開や全国展開等に向けた新商品・サービスの開発・改良への支援の強化
 - 商工業と連携したスマート農林水産業の推進
- (4) 地域の歴史教育を含めた「郷土愛」を育む教育、社会課題への気づきと解決する力を養い地域の産業の理解にもつながる「起業家教育」、文理の枠を超えた教科横断的な能力を伸ばす「STEAM教育」、幅広い「キャリア教育」などの発達段階に応じた体系的実施
- (5) 地方における産業・地域振興等の連携主体として、イノベーション拠点の役割を担う大学のソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備推進

V. 大規模自然災害からの早期復旧・復興、東日本大震災からの復興・創生

1. 大規模自然災害からの早期復旧・復興に向けた対応

(主な要望先：経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府)

[要望項目]

- (1) 被災事業者の事業再開・雇用維持に向けた支援や販路回復・生産性向上等に資する支援の充実・強化
- (2) 大規模自然災害発生時における中小企業等グループ補助金の特例措置の速やかな適用と柔軟な運用
- (3) 中小企業に対するBCP（事業継続計画）策定支援（BCPの意義に関する理解促進、専門家活用等による助成等）や、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画の策定推進、優遇措置の拡充
- (4) 迅速な復旧に資する損害保険加入の必要性に関する広報活動の強化
- (5) 地域の災害リスクを踏まえた防災減災投資への支援強化（事業用建物の耐震化、水害時の避難スペースを持つビル等（垂直避難場所）の確保・整備、備蓄品・自家発電設備等の導入支援、本社機能や研究開発機能等の地方への移転・拡充等）
- (6) 帰宅困難者の一時避難、被災事業者の支援拠点となる商工会議所会館等民間建物の強靱化（耐震化・建て替え）の推進

2. 東日本大震災からの復興・創生の強力な推進

(主な要望先：復興庁、経済産業省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

[要望項目]

- (1) 被災地の創造的復興に向けた取り組みの推進
 - 持続的な経営基盤の構築に向けた取り組み支援
 - ・当面の事業継続支援および新事業展開・販路開拓等、事業者の前向きな挑戦の後押し
 - ・円滑な事業継承による技術やノウハウの継承、雇用の維持・拡大支援
 - 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）処分による風評への対応
 - ・定点かつ長期的な海上を含む総合的モニタリングの実施等、科学的根拠に基づいた国内外への正確な情報発信
 - ・国際原子力機関（IAEA）等関係機関との連携、国際会議における説明等、国際社会に向けた理解醸成
 - ・ALPS処理水の海洋放出において、風評による影響を最大限抑制する徹底した対策
 - ・「風評」は必ず発生するという前提のもと、地域・業種を限定せず支援策を講じるとともに、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、国が前面に立

った対処

- 先端技術の研究開発拠点の整備・利活用促進
 - ・福島イノベーション・コースト構想の推進
 - ・福島国際研究教育機構の早期整備・運営
 - ・再生可能エネルギーの活用推進
 - ・国際リニアコライダー（ILC）の誘致・次世代放射光施設の利活用
 - ・重粒子線がん治療施設に関する支援
 - ・国際的な核融合研究開発の拠点づくりの推進

（２）原子力災害の収束・福島再生に向けた取り組みの推進

- 着実な廃炉の実現と除去土壌の早期搬出
 - ・福島第一原発の廃炉に向けた「中長期ロードマップ」に基づく、最適な廃炉の方法の検討と技術開発を進め廃炉に至る工程の安全かつ着実な進行
 - ・地元企業の廃炉作業参入や廃炉関連産業における受注の促進による、産業の活性化
 - ・中間貯蔵施設の整備促進および除去土壌の仮置場等からの早期搬出
- 被害実態に合った原子力損害賠償の着実な履行
- 企業立地の促進による産業集積・雇用創出
 - ・「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」等の継続・拡充
 - ・「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」等の継続・拡充

（３）産業・生業の再生

- 農林水産業の販路回復・拡大支援
- 風評払拭および諸外国による日本産食品等への輸入規制早期撤廃
- 観光振興による交流人口拡大
- 産業の原動力である人材確保への支援
- 自立に向けた資金繰り円滑化と補助金の継続および運用の弾力化

（４）インフラの整備・利活用促進による創造的復興の実現

- 道路網の整備促進
 - ・高規格幹線道路（高速自動車国道、一般自動車専用道路等）・地域高規格道路の整備促進
 - ・一般国道事業の整備促進
- 国が基本計画に掲げた東北エリアにつながる新幹線路線の整備促進
- 東北の各空港の既存路線維持と航空需要喚起に向けた支援
- 港湾等の整備促進
 - ・各港湾における災害等緊急時の物流機能確保に向けた連携体制の強化および機能強化に向けた防波堤、耐震強化岸壁等の整備推進
 - ・クルーズ船受入環境（ふ頭の係留施設やソフト面）の整備に対する支援の継続・拡充およびクルーズ船の大型化に対応可能な水深の確保
 - ・機能強化に向けた防波堤、耐震強化岸壁等の整備推進

以上